

プレスリリース

平成12年8月9日

「第12回農協系統の事業・組織に関する検討会の開催」について

本日、農林水産省第1特別会議室において標記会議が開催されましたので、説明資料を配付します。

連絡・問い合わせ先
経済局農業協同組合課
TEL：03-3502-8111(代)
奥原(内線2670)
出田(内線2696)
直通：03-3501-3728

これまでの議論の概要と今後更につめるべき事項

項 目	これまでの議論の概要	今後更につめるべき事項
1 農協系統を取り巻く社会経済情勢の変化	<p>次のような社会経済情勢の大きな変化の中で、従来の農協系統の事業・組織では、農協系統の内外からの期待に十分応えられなくなっているのではないか。</p> <p>均質な小規模家族経営によって構成されていた農村社会が大きく変質し、担い手（専門的家族経営、法人経営等）と第2種兼業農家とに分化したため、全組合員に対して形式的に平等な事業運営を行うのでは担い手のニーズを十分に充足できず、結果的に地域農業の振興が十分に図られなくなっているのではないか。</p> <p>担い手を中心とする農業者の経営能力の向上や農村部への一般企業の進出・都市部へのアクセスの改善等により、組合員が農協に期待するサービス内容が著しく変化してきており、これへの対応が遅れた結果として農協経営が悪化してきているのではないか。</p> <p>金融事業・生産資材販売事業等については、一般企業との競争が激化する中で、農協の自己完結的な事業運営を基本とする体制では、十分な競争力を確保できなくなっているのではないか。</p> <p>とくに、IT（情報技術）革命の進展は、中間段階を省略して最終の売り手と買い手を直結させる機能を有しており、農協系統全体の事業システムを見直さざるを得なくなっているのではないか。</p> <p>金融については、業務の複雑化・高度化が著しく、また、貯金を預かることによる公共性から金融システムの一員としての役割を果たしていかざるを得ず、地域農業振興を念頭においた個別農協の業務運営体制では、十分な対応ができなくなっているのではないか。</p>	

項 目	これまでの議論の概要	今後更につめるべき事項
<p>2 食料・農業・農村基本法を踏まえた農協系統のあり方</p> <p>(1) 地域農業の振興（生産・販売）</p>	<p>農協は、各地域の農業者を中心とする協同組織である以上、組合員である農業者の所得向上等を図ることがその本来の存在理由ではないか。</p> <p>このため、地域農業振興の司令塔として地域をリードしていくことが何よりも重要ではないか。</p> <p>具体的には、農協ごとに、地域農業振興戦略（適切な作付作物の選定、作付けの団地化、担い手への土地利用集積、生産物の有利な販売方針等）を的確に樹立し、この戦略に合わせて、営農支援や販売活動を適切に展開していくことが重要ではないか。</p> <p>その際、地域内の耕作放棄地等を有効に活用していくことも重要であり、農協自身又はその出資法人が作業受託の受皿となるといった取組みも必要ではないか。</p> <p>地域農業の振興を考える場合、生産した農産物の有利販売を軸として考える必要があり、農協としての販売体制を確立することが重要ではないか。</p>	<p>地域農業振興のための具体的対策等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手の意向の反映方法 ・ 農協の営農支援のあり方 ・ 農協の販売活動のあり方
<p>(2) 生産資材の供給</p>	<p>農業の生産性向上を図る上で、生産資材価格の引下げは極めて重要ではないか。</p> <p>このため、全農・経済連・農協という3段階の供給システムを抜本的に見直し、JAグループ全体として最も効率的な生産資材供給システムを確立していく必要があるのではないか。</p> <p>また、農業者の経営類型（担い手、第2種兼業農家等）に応じた実質的に公平な事業運営を行うことにも十分留意し、供給形態や供給量に応じた価格設定を行い、これを農業者に対して予め明確にしておくことも重要ではないか。</p> <p>農業機械については、担い手を中心とする農業者のニーズを集約してメーカーに伝達することにより、ニーズに対応した低価格の農業機械の開発・生産が進むよう、農協系統が積極的な役割を果たしていく必要があるのではないか。</p>	<p>新たな生産資材供給システムの具体的内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受注センター・配送拠点の数とコスト削減目標に関する年次計画 <p>担い手に十分配慮した供給形態・供給量等に応じた価格設定のあり方</p> <p>農業機械の開発・生産に関する農協系統の役割の果たし方</p>

項 目	これまでの議論の概要	今後更につめるべき事項
(3) 農村生活関連事業	<p>農村社会において、組合員等に必要な生活関連サービスを提供することも農協の重要な役割であるが、一般企業の農村部への進出、都市部へのアクセスの改善等により、生活店舗やガソリンスタンドなど多くの部門で赤字となっており、これが農協の経営を大きく圧迫しているのではないかと懸念されている。</p> <p>したがって、組合員等のニーズも踏まえて農協の提供するサービスの範囲の見直しを行っていく必要があるのではないかと懸念されている。</p> <p>特に、赤字となっている事業・施設について、確実に赤字を解消していく必要があるのではないかと懸念されている。</p> <p>新規分野への参入についても、採算性をよく検討するとともに、多額の投資の回避、外部への委託の活用等にも留意していく必要があるのではないかと懸念されている。</p> <p>特に、農村地域では急速に高齢化が進行しており、農協が、要介護者だけでなく健康な高齢者を含めた総合的な高齢者対策に積極的に取り組む必要があるのではないかと懸念されている。その際、市町村等とよく連携し、的確かつ効率的に事業を実施していく必要があるのではないかと懸念されている。</p>	赤字となっている事業・施設の赤字解消のための具体的対策等
(4) 消費者等との連携	<p>国民の理解の下に農業・農村の振興を図っていくためには、「食料」を結節点として、消費者等との連携を強化していくことが極めて重要ではないかと懸念されている。</p> <p>このためには、常に消費者ニーズの把握に努めるとともに、それを強く意識し、ニーズに対応した生産を行っていくことが重要ではないかと懸念されている。</p> <p>消費者等が農業生産の実態や農協系統の取組み等を正確に理解できるよう、農協系統としての日常的な情報提供体制を確立していく必要があるのではないかと懸念されている。</p>	<p>安心・安全な農産物の生産・販売システムの具体的内容等</p> <p>JAグループとしての情報提供体制の強化のための具体的対策等</p>

項 目	これまでの議論の概要	今後更につめるべき事項
<p>3 金融情勢の変化を踏まえた農協金融のあり方</p> <p>(1) 金融情勢の変化</p>	<p>都市銀行の再編、他業界からの新規参入など、これからは、金融サービスの質・コスト等において、金融機関の大競争時代が到来するのではないか。</p> <p>金融サービスの高度化を図る上でIT投資は不可欠の要素であるが、一方、その投資額は相当巨額であり、いかに効率よく、かつ成果の高い投資ができるかが、今後の各金融機関の命運を分ける可能性があるのではないか。</p> <p>インターネットを使ったダイレクト・バンキングをはじめとするIT革命の進展が、従来の金融事業システムの抜本的見直しを迫ることになる可能性もあるのではないか。</p> <p>更に、平成14年4月にはペイオフ解禁となるが、これは預金者が経営の健全性を比較して金融機関を選択する時代の到来を意味し、金融機関は経営の健全性の面でも競争していかざるを得ないことになるのではないか。</p>	
<p>(2) 農協金融の現状</p>	<p>農協系統とはいうものの、信用事業については、各農協・各信連・農林中金がそれぞれ独立して金融業務を行っているという色彩が強く、JAグループ全体としての総合力が十分に発揮されているとはいえない状況にあるのではないか。</p> <p>例えば、IT投資についても、JAグループ全体でみれば相当規模の投資を行っているものの、各主体ごとの重複投資が行われているため、十分な投資効果が現われていない面があるのではないか。</p> <p>また、破綻の未然防止についても、各農協・各信連それぞれの経営努力に依存しているだけであり、多額の欠損金を抱えたり、破綻したりするケースが後をたたく、こうした場合に従来のように農協系統内で多大な資金援助を続けていけば、JAグループ全体の体力も信用力も低下してしまうおそれがあるのではないか。</p>	

項 目	これまでの議論の概要	今後更につめるべき事項
(3) 農協金融のあり方	<p>激変する金融情勢の下で、農協系統が、今後、他の金融機関と対等に競争していくためには、郵便局に次ぐ農協の店舗ネットワークや農林中金の資金運用能力を含めて、JAグループの金融総合力を最大限に発揮していくことが必要ではないか。</p> <p>そのためには、各農協、各信連、農林中金を含めたJAグループの金融機関が全体として「ひとつの金融機関」として機能するような、新たな農協金融システムを早急に構築していくことが必要ではないか。</p> <p>農業者に対する農業融資が的確に行われるようにしていく必要があるのではないか。</p>	<p>新たな農協金融システムの具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JAグループ全体としての総合的な経営戦略の樹立体制のあり方 ・ コンピューター・ネットワーク・システムのあり方 ・ 能力や体制を超える無理な資金運用を回避し、破綻を未然に防止するための自主ルール（経営が一定水準をクリアできない場合の組織統合の受皿ルール及び組織統合を円滑に行うための積立制度を含む）のあり方 <p>それに伴う法制度等のあり方</p> <p>的確な農業融資を行えるようにするための具体的対策</p>
(4) 共済事業	<p>共済事業については、平成12年4月1日に全ての県共連と全共連とが一斉統合したが、全共連は、これを機に、施設・人員の配置の見直し、利便性の高い共済商品の開発等を進め、統合メリットを最大限に発揮していく必要があるのではないか。</p> <p>また、統合により、資金運用規模が巨大になることから、従来以上に健全かつ効率的な資金運用に努めていく必要があり、全共連と農林中金との連携を抜本的に強化していく必要があるのではないか。</p>	<p>全共連と農林中金との連携のあり方</p>

項 目	これまでの議論の概要	今後更につめるべき事項
<p>4 農協系統の組織のあり方 (1) 組合員資格等</p>	<p>農協制度発足時は、農村社会はほぼ均質な小規模家族経営によって構成されていたが、その後の社会経済情勢の変化の中で担い手と第2種兼業農家への分化が進み、担い手として専門的家族経営のほかに法人経営が重要な地位を占めるようになってきている。</p> <p>こうしたことを踏まえて、農業を営む法人を農協法制に適切に位置付けていく必要があるのではないかと。</p> <p>食料・農業・農村基本法を踏まえて、今後、農協は、消費者や実需者との連携を強化していくことも重要な課題となっている。</p> <p>こうしたことを踏まえて、准組合員の範囲（現在は農協の地区に居住する者）を見直していく必要があるのではないかと。</p> <p>従来、信用事業を行う農協については、地区が重複をしないことを原則とする、いわゆるゾーニング規制が通達により行われているが、農協のサービス改善努力を促し、また、農協間の役割分担・連携を可能とする観点からも、こうした通達に基づく規制は見直していく必要があるのではないかと。</p>	<p>農業を営む法人の正組合員資格等の取扱い</p> <p>准組合員資格の取扱い</p> <p>農協の地区の重複の取扱い</p>
<p>(2) 農協の収益構造</p>	<p>農協の収益構造をみると、多くの農協で経済事業等の赤字が恒常化しており、これを、金融事業（信用・共済事業）の黒字で補っている状況にある。</p> <p>金融事業の収益への依存が、農協の本来の役割である地域農業振興への取組みを疎かにし、また、経済事業等のコスト削減やサービス改善の努力を妨げてきた側面もあるのではないかと。</p> <p>更に、今後厳しい金融情勢の下で金融事業の収益に多くを期待できなくなりつつあり、逆に無理に収益を出そうとすれば金融事業の破綻につながるおそれもあるのではないかと。</p> <p>したがって、今後の農協経営については、金融事業の収益に依存せずに収支均衡を図ることを基本としていく必要があるのではないかと。</p>	<p>農協の収益構造の改善のための具体的対策</p>

項 目	これまでの議論の概要	今後更につめるべき事項
(3) 業務執行体制	<p>農協・連合会が組合員・会員に最大のメリットを出していくためには、その業務執行体制が極めて重要であり、</p> <p>ア 職務に専念し、かつ実務能力を有する相当数の常勤理事が、</p> <p>イ 組合員・会員の意向を十分に踏まえた上で、</p> <p>ウ 頻繁に合議を行い、迅速かつ適正な経営判断を行って職員を強力に指揮していくことが必要ではないか。</p> <p>しかしながら、これまでの実態をみると、正組合員代表による直接の業務執行があまりに重視されており、その結果、</p> <p>ア 職務に専念し、かつ実務能力を有する常勤理事が極めて少なく、</p> <p>イ 担い手や青年・女性を含めた組合員の意向を十分踏まえた運営が行われていない</p> <p>等の問題点が指摘されており、常勤理事を中心とする業務執行体制の強化を図っていく必要があるのではないか。</p> <p>平成8年の農協法改正で、組合員・会員の意向を踏まえつつ的確な業務執行ができるよう、経営管理委員会と理事会の併用方式が選択肢として導入されたが、これまでのところ、ほとんど普及しておらず、この普及・定着を図っていく必要があるのではないか。</p>	<p>常勤理事を中心とする的確な業務執行体制の確立のための具体的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤理事の数と業務分担 ・ 常勤理事の資格・実務能力 ・ 兼職・兼業の取扱い ・ 定年制・任期制の取扱い <p>組合員・会員の意向を十分踏まえた業務執行が行われるようにするための具体的対策</p> <p>経営管理委員会制度の普及のための具体的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連合会と農協の取扱い ・ 経営管理委員会制度の見直し
(4) 中央会	<p>今後、JAグループが自己選択・自己責任の下に、的確な事業運営を行っていくためには、中央会の役割は極めて重要であり、担い手を中心とする組合員の意向を十分に把握する体制を整備した上で、</p> <p>ア JAグループ全体としての経営戦略を樹立できる体制の整備</p> <p>イ 農協・連合会の事業運営を事前にコントロールし、また、事後にチェックできる体制の強化</p> <p>ウ とくに、新たな農協金融システムと関連して監査・経営監視機能の抜本的強化を図っていくことが必要ではないか。</p>	<p>JAグループ全体としての経営戦略樹立のための具体的対策</p> <p>中央会のJA・連合会に対するコントロール・チェック機能等の強化のための具体的対策</p> <p>とくに、新たな農協金融システムとも関連した中央会の監査や経営監視機能の強化のための具体的対策</p>
5 農協系統に関する行政	<p>これまでの農協行政は、法令のほか、模範定款例や各種通達により緻密な行政を展開してきたが、行政と民間の役割分担を明確にし、行政の透明性を高めていく観点から、今後、JAグループの自己責任経営体制を前提とする行政としていく必要があるのではないか。</p>	<p>通達行政（とくに法令にない規制の創設）の取扱い等</p>

第 22 回 JA 全国大会議案に対する JA 全青協の提言(素案)

平成 12 年 7 月 27 日
全国農協青年組織協議会

JA グループ改革についての基本的考え方

第 22 回大会では、新たな基本法の制定を踏まえ JA グループの改革の方向を明確に示すべきである。

これまでの JA 大会では、JA 合併や連合会の統合が進められているが、何のための合併・統合か、生産者のメリットは何なのか、その成果を明確にすべきである。

その際、「組織のための改革なのか、生産者・組合員のための改革なのか」を明確に打ち出し、現実かつスピーディーな改革の実現を図るべきである。

また、大会議案の JA、都道府県段階における、組織討議にあたっては、それぞれどのような意見が出されたか、討議の状況を公表するとともに、大会以降は決議事項が着実に実行されているか、JA 改革の進行管理を行なうべきである。

一. 青年部の JA 経営への経営参画

JA の利用者であり、地域農業の担い手である青年部の JA 経営への参画をすすめる必要がある。このためには、経営管理委員会を導入すべきである。その際に青年部・女性部・生産部会の代表を登用するなどの制度整備を図る必要がある。

また、JA 運営の透明性を確保するため、理事会での議論経過等を公表すべきである。

一. JA の役員体制

地域住民から信頼される健全な JA 経営を図るためには、経営責任を明確にし、透明性の高い JA 運営を継続していくことが重要であり、現在の役員の使命として有能な後継者を育成していく必要がある。しかし、役員任期の長期化によって後継者の育成を妨げる場合が多いことから、世代の交代を図るため常勤役員の定年制・任期制（例えば 3 期を限度とする）の導入・地方議員と常勤役員との兼職の禁止を制度的に確立すべきである。

一. 生産資材価格の引き下げ

生産資材価格の引き下げに向け、「広域集中方式による業務・物流システム」への転換と規模別・機能別の価格体系の明示、利用高ポイントによるメリット還元は確実に実現すべきである。

また、業務・物流システムの改革と合わせて、JA 段階における生産資材の業務努力とサービスの充実が必要である。

※このような方式は他の企業では、かなり前から実施されているものであり、JA グループも短期間でシステムの実現を図り、生産資材価格の引き下げを実現しないと、大口利用者である担い手農家は、例え青年部の盟友であったとしても、JA を利用しなくなる事態を招きかねない。

一. 営農指導力・販売力の強化について

J Aの営農指導について青年部が期待するのは、単なる技術指導ではなく、「収入の向上につながる販売」と結びついた販売・生産指導であり、J Aとして専門的な指導を行ない得る人材を育成・登用すること。

また、販売力の強化にあたっては、農産物の販売ルートが多様化している中で、J Aとして地産地消や域内消費の取り組みや商品開発やブランド確立を進め、販売に関してもJ Aの事業利用率をアップすることで農業者の所得が向上させる仕組みとなるような対策を講じること。

一. 担い手対策の強化

青年部をはじめとする中核的な担い手層を育成するため、J Aにおいて大規模農家・農業法人の組織化および融資等の支援制度の充実を図ること。

なお、J A出資の農業生産法人の取り組みにあたっては、地域の担い手の育成を第1とし、十分な調整を図りながら進める必要がある。

一. 食農教育の推進および消費者理解の促進強化

自給率向上に向けた日本農業の振興をはかるためには、生産者の努力だけでは限界があり、消費者の農業に関する理解が欠かせない。特に、学童農園・市民農園による農業体験は農業の重要性や苦勞を知るだけでなく、食料や環境について考えるきっかけとなり、いのちと心を育む貴重な機会となっていることから、全国のJ Aをあげて取り組むべきである。

また、あわせて日本型食生活の普及等を進め、食料・農業に対する消費者理解を図るべきである。

一. 農業融資の改善

農業経営の実態を見た担い手にとって利便性の高い融資や、機械・農地等のリース制度を確立すべきである。

また、金融情勢の変化の中においてもJ Aが農業向け融資の貸し渋りのような事態を生じることがないように、制度の充実を含め利用しやすい農業融資制度の拡充を図るべきである。

一. JA改革のスピードアップとITの推進

J A改革の方向については、組合員にメリットを還元するため、改革のスピードアップを図る必要がある。

また、世界的に改革が進みつつあるIT（情報技術）に関しては、組合員に対して迅速で的確な情報提供が可能となるよう、J Aグループ全体で取り組むべきである。

以上

「農協系統の事業・組織」に関する意見

平成12年8月9日
社団法人日本農業法人協会

1 はじめに

私たち、社団法人日本農業法人協会は、農業法人の経営発展と社会的地位の向上をめざして活動している、全国1,300余の農業法人ネットワークです。

私たちは、「農業経営体が真に自立し、自らの判断と責任で発言・行動する農業の仕組み」を実現することが今後の農業界での大きな目標だと考え、去る3月、「21世紀わが国農業のビジョンと提案」（以下、「ビジョン」という。）と題し、農業経営の多角化の推進、多元生産・多元販売・多元流通の勧め、地域農業の広域化・事業体の育成等の8つの提案をまとめました。

農業政策が動き始めている今、私たちは、この「ビジョン」を実現するため、具体的な政策に反映していくことが必要だと考えます。

また、国際化、市場経済化等が農業経営の現場に迫る中で、何ごとにも「スピード」が求められる時代です。今、農業経営は、将来のわが国農業を担い得る経営体としての体力を蓄積すべき重要な時期だと考えます。

以上のような視点から、本協会としての意見をまとめましたので、農業経営体の現場からの提案として、ご指導・ご叱責をいただきたいと考えています。

2 「農協系統の事業・組織」に関する提案

(1) 多様化した生産、販売、消費に対応した多様な仕組み

農家・農業者、消費者、販売・流通の仕組み・・・等々、それぞれが多様化している中で、画一的な仕組みで地域農業のすべてをまとめ、コーディネートしていくことは難しい時代となりつつあります。

今日まで農協系統が地域農業や農村生活の振興に果たしてきた役割は大きいものがありますが、今後、金融・共済事業など総合力によって農業の発展に寄与する分野の仕組みをより強化すると同時に、特に、販売事業、営農指導事業等については、その対象や内容等に応じて、一定の区分けと役割分担の仕組みを構築することにより、多様な生産、販売、消費に対応する仕組みを構築し、それぞれが相互に協調・競争、共存することが必要だと考えます。

私たちは、専門的な農業経営体として、一定の役割を果たしたいと考えています。

(2) 「スケールメリット」等が反映される仕組み

国際化、市場経済化が進む中で、農業経営体としての体質強化のためには、経営体としての自己資本（内部蓄積）を高める必要があり、税制・金融等を含め幅広い措置が必要と考えますが、いわゆる「スケールメリット」「経営の力」が反映する仕組み

を構築することが必要と考えます。

このため、農協系統の農業関係資材価格等についてスケールメリットを反映する仕組みを構築するとともに、運転資金等の融資においても農業者の経営力に応じた仕組みが必要だと考えます。

(3) 専門的農業経営体が出資・提携する仕組み

今後、農業経営体そして地域が自立するためには、同じ志を持つ地域内の農業経営体や商業事業体、生活者等が連携・提携し、生産・販売・流通を含めた多角的な取り組みが必要であり、そのための受け皿づくりが必要だと考えます。

稲作法人と畜産法人あるいは有限会社と農事組合法人、地域の商業事業体、専門的農業者等が、お互いに提携できる仕組みが必要です。現在、農業分野でこれら幅広い提携を行う手法がないため、中小企業の事業協同組合という手法を活用する動きも強まっています。

このため、農協法の改正等により、農事組合法人同士の出資・提携、農事組合法人から有限会社への移行に途を拓き、地域農業の発展に一定の役割を果たすべきだと考えます。また、農業経営体、商業事業体、生活者などが提携できる、農業界での仕組みを早急に作り、推進すべきだと考えます。

私たちは、この連携・提携の世話役としての役割を担っていきたいと考えています。

(4) 農業法人の農協系統における位置付けの確立

私たち農業法人の間には、複合化や多角化、消費者との連携・直売等に取り組み始めている事例も出始めています。これらの取り組みは、農業経営・地域農業の発展可能性を追求し、地域農業の活性化、若者の自立の受け皿等にも寄与すると確信しています。

しかしながら、地域における農業法人等の農業経営体の活動については、まだまだ十分に評価されているとは言い難いのが現状です。また、地域農業や農村地域の多面的な役割・機能が複雑に絡み合う中で、これまでの仕組みに合わない農業経営体の取り組みに対する感情的な反感があることも事実です。

このため、農協における組合員資格や役員資格において、農業生産法人をはじめ農業法人の位置付けを明確にすることが必要と考えます。

<p>社団法人日本農業法人協会 〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-9-4 蚕糸会館7F 電話：03-5220-4551 FAX：03-5220-4550 E-mail hojin@nca.agic.ne.jp URL http://nca.agic.ne.jp/hojin</p>
